

兵庫県老人福祉計画(第10期介護保険事業支援計画) の改定について



福祉部高齢政策課

1 本日の論点

【論点 1】

第10期県計画の基本的な方向性は適切か

- 2040年を見据えた計画として、基本的な方向性の設定は妥当か。
- 計画策定に当たり、特に重視すべき視点は何か。

【論点 3】

介護人材の確保と生産性向上をどのように進めるべきか

- 介護人材の確保・定着をどのように図るべきか。
- 多様な人材の活躍をどのように支援すべきか。
- ICTや介護テクノロジーの活用をどのように推進すべきか。

【論点 2】

地域特性に応じたサービス提供体制をどのように確保すべきか

- 都市部における介護需要の増加にどのように対応すべきか。
- 中山間地域等における介護サービスをどのように維持・確保すべきか。
- 地域間格差にどのように対応すべきか。

【論点 4】

市町計画の策定に係る県基本指針及び県の支援方策は適切か

- 県が示すべき方向性をどのように考えるか。
- 市町に対してどのような支援が必要か。
- 県と市町の役割分担をどのように整理すべきか。

介護保険事業（支援）計画について

（厚労省資料より）

3

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

国の基本指針では、2040年を見据えた介護サービス基盤整備、人材確保、生産性向上等を計画の重要事項として位置付けている。第10期計画では、中長期的なサービス需要の変化を踏まえた計画策定が新たに求められている。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

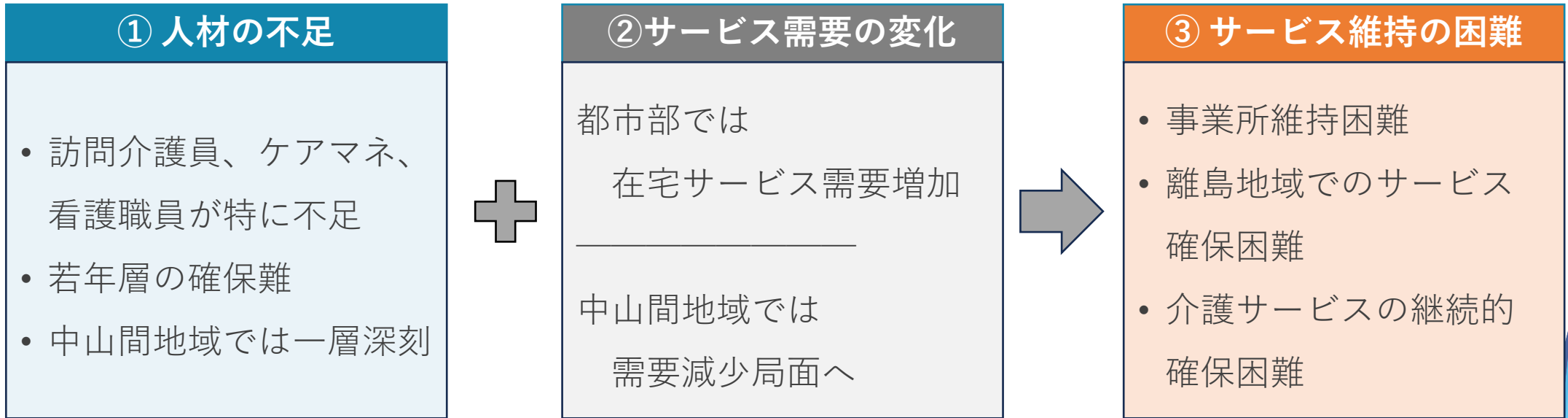
- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

2 R8市町ヒアリングから見た全県共通の課題

【介護保険事業実施に関する市町ヒアリング結果の概要（R8.6月～7月実施）】



市町ヒアリングの結果、**介護人材不足、サービス提供体制の維持**が全県共通の主な課題として明らかになった※。

※ヒアリングにおいて、多くの市町で〔①人材の不足〕や〔②サービス需要の変化〕などを要因として、〔③サービス維持の困難〕が生じていることが認識された。なお、その中でも〔①人材の不足〕と〔③サービス維持の困難〕については、長期的な視点に立ちながら、より緊急的な手当が優先的に必要とされる課題として指摘された。

3 第9期県計画の成果と第10期県計画に向けた主要課題

第9期県計画の成果（進捗状況）

- ・ 地域包括ケアの推進
通いの場参加者の要介護度を把握
9市町(R5) → 24市町(R6) 【目標20市町】
リハ職や医療専門職等が参画する地域ケア会議実施率
63.5%(R4) → 72.2%(R6) 【目標70%】
- ・ 認知症施策の推進
キャラバンメイト
6,239人(R4) → 6,785人(R7) 【目標6,580人】
- ・ 医療・介護連携の推進
在宅療養支援病院・診療所数
1,061(R5) → 1,447(R7) 【目標1,143】
24時間対応訪問看護ステーション数
830(R5) → 1,060(R7) 【目標894】

第10期県計画に向けた主要課題

- ・ 介護人材不足への対応
介護職員数 97,697人
訪問介護員・ケアマネジャー不足が深刻化
- ・ サービス基盤の整備
介護医療院整備率 78%
看護小規模多機能 計画達成率92%未滿
- ・ 地域差への対応
都市部は介護需要が増加
中山間地域は事業所維持が課題
- ・ 認知症施策の推進
新しい認知症観の理解促進
本人ミーティング全市町実施（R7：15市町）

第9期県計画では、各施策は着実に進展した一方、2040年を見据えるとサービス提供体制の維持（特に介護人材不足）が最大の課題である。

⇒ 第10期県計画では「持続可能なサービス提供体制の確保」を基本的な方向性として、介護人材確保や介護基盤整備を推進する。

4 第10期県計画の概要（案）

- ・ 2040年を見据えた持続可能な介護サービス提供体制の構築が重要
- ・ 第10期県計画では、「持続可能なサービス提供体制の確保」を基本的な方向性として位置付け
- ・ その実現に向け、介護人材の確保と地域特性に応じた介護基盤整備を推進

① 地域特性に応じたサービス基盤整備

- ・ 2040年を見据えた介護サービス需要の分析
- ・ 都市部や中山間地域等の地域特性に応じたサービス基盤整備
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備促進
- ・ 既存施設・事業所の有効活用によるサービス提供体制の確保、在宅生活を支える介護サービスの充実

② 医療・介護・住まいの一体的な確保

- ・ 医療計画との整合を図った介護サービス提供体制の構築
- ・ 在宅医療・介護連携のさらなる推進
- ・ 高齢者向け住まいの実態把握と計画への反映
- ・ 看取り・重度者への対応強化

③ 認知症施策との一体的推進

- ・ 認知症施策推進計画との一体的策定
- ・ 認知症予防・早期発見の推進、認知症医療体制の充実
- ・ 認知症の人を支える関係機関の連携体制強化
- ・ 本人・家族支援、共生社会の実現に向けた社会参加支援の推進

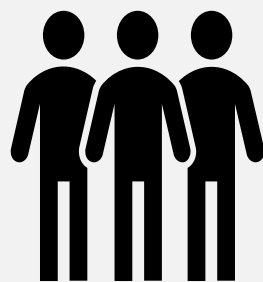
④ 人材確保・生産性向上

- ・ 2040年を見据えた介護人材需給の分析
- ・ 多様な人材の確保・定着、外国人介護人材の活躍支援
- ・ ICT・介護テクノロジーの活用推進
- ・ 介護現場の生産性向上及び経営基盤強化

5 市町計画策定に係る県基本指針の策定趣旨

複数市町に共通する広域課題については、県が方向性を示し、広域的な支援を行う必要がある。

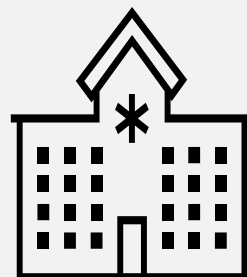
市町が抱える主な課題



人材不足



地域偏在



医療介護連携
（切れ目のない在宅
医療と介護の提供体
制の構築）

市町単独で
は解決困難

県の役割

- ・ 共通の方向性を提示
- ・ 広域的課題への対応
- ・ 市町の取組支援

市町計画策定に係る県基本指針の策定

県と市町が共通認識のもと2040年を見据えた取組を推進

6 市町計画策定における市町と県の役割分担

市町と県がそれぞれの役割を担いながら、連携して課題解決に取り組む。

～市町～

- ・ 2040年需要推計
- ・ 地域特性分析
- ・ 基盤整備
- ・ 認知症施策との連携



連携

～兵庫県～

- ・ データ分析支援
- ・ 広域調整、市町間調整
- ・ 人材確保支援
- ・ DX支援



目指す連携の姿

～ 県と市町の連携による持続可能な介護サービス提供体制の実現～

7 市町計画策定に係る県基本指針（案）の概要※

※（案）の全文は【資料2】のとおり

2040年を見据えた持続可能なサービス提供体制の確保に向け、市町と県が共通認識のもと取組を進めるため、市町計画策定に当たり特に留意いただきたい事項を次のとおり整理した。

① 2040年を見据えたサービス基盤整備

人口動態や介護需要の変化を踏まえ、施設・在宅サービスのバランスに配慮した計画的なサービス基盤整備を推進

② 地域類型を踏まえたサービス確保

大都市部、一般市、中山間・人口減少地域などの地域特性に応じた持続可能なサービス提供体制を確保

③ 中山間・人口減少地域対策

広域連携や地域資源の活用を通じて、中山間・人口減少地域における介護サービスの維持・確保を推進

④ 高齢者向け住まいを含めた基盤整備

高齢者向け住まいの実態を踏まえ、住まいと介護サービスが一体となった支援体制を構築

⑤ 保健医療計画等との整合

保健医療計画等との整合を図りながら、在宅医療と介護の切れ目のない連携体制を推進

⑥ 認知症施策の推進

新しい認知症観の普及と本人・家族支援の充実を通じ、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進

⑦ 介護予防・地域づくり

介護予防や社会参加、住民主体の支え合い活動を通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進

⑧ 介護人材確保・生産性向上

人材確保と介護テクノロジー活用により生産性を向上

8 第10期県計画策定に係る今後のスケジュール

月	スケジュール
8月	懇話会① 【第10期県計画改定の概要(案)・市町計画策定に係る県基本指針(案)】（8月27日（金））
9月	懇話会①の意見を踏まえ、県基本指針の決定 県内市町への説明会（9月4日（金））
10月	計画本文改定作業
11月	懇話会② 【計画改定案の提示】（11月25日（水））（仮）
12月	懇話会③ 【計画改定案の修正】（12月24日（木））（仮）
1月	パブリックコメント実施
2月	社会福祉審議会老人福祉専門分科会 【計画案の審議・確定】
3月	第10期県計画の決定 国へ提出

9 本日ご意見いただきたい事項

- ① 2040年を見据え、第10期県計画の基本的な方向性を「持続可能なサービス提供体制の確保」とし、介護人材確保と地域特性に応じた介護基盤整備※を推進する考え方は妥当か。

※地域特性に応じた介護基盤整備の具体的な内容として、スライド10の①～④の事項を整理している。

- ② 地域特性に応じた介護サービス提供体制の確保について、特に重視すべき視点は何か。
- ③ 介護人材確保・生産性向上に向け、県が特に優先して取り組むべき施策は何か。
- ④ 市町計画策定に係る県基本指針及び県の支援方策の方向性は適切か。